

○ 開催日程の決定

事務局から事前に開催候補日時（平日）を連絡し、日程調整を行うものとします。
参加者の過半数が出席できる日を開催日とします。

○ 会議の公開

原則、公開とします。

ただし、会議の内容が旭川市情報公開条例の第7条各号に掲げる事項、又は、第8条に規定する事項（同条各号に掲げる事項を除く。）（別紙参照）のいずれかに該当するおそれがあると会議で認めた場合を除きます。

○ 傍聴

上記により非公開としたときを除き、誰でも傍聴することができるものとします。
静穏な傍聴等の遵守事項を定めた書面を作成し、傍聴者に配付するものとします。

○ 会議録の作成

会議録は、発言の要旨を記載した要点記録とします。

内容は、進行役の確認を得た後、ホームページに掲載する等の方法により公表するものとします。

委員の自由な発言機会を確保するため、発言者の氏名は公表しないものとします。

○ 委員名簿

委員名簿は、市のホームページに掲載するものとします。

旭川市情報公開条例

(公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (4) 実施機関及び国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(本市が設立したものを除く。))をいう。以下同じ。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、次に掲げるもの
 - ア 公開することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの
 - エ 調査研究に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - オ 人事管理に係る事務に関する情報であつて、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関する情報であつて、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの
 - キ アからカまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

(個人情報の非公開)

第8条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの、個人識別符号が含まれるもの又は公開請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお公開請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの
- (2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの
- (3) 公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第1号ハに規定する公務員等をいう。)の職務の遂行に関するものうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分